



こんにちは

日本共産党 坂本みえこ です 11月号

日本共産党
世田谷区議会議員

坂本みえこ事務所 ● 世田谷区太子堂4-5-2 TEL 03-3419-7721 FAX 03-3419-7673

子ども条例をバージョンアップ 子どもの権利条例に

子どもたちが 条文案を検討

「世田谷区子ども条例」を一部改正し、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例の一部改正（素案）がまとまりました。



これまで、子ども・子育て会議 子どもの権利部会での議論などを経て、さらに中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、「小学生・中学生アンケート」や、児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」などで子どもたちから聴いた意見などを踏まえて、子どもたちが条文案を検討したものです。

「世田谷区子ども条例」制定から20年以上が経過し、令和3年に東京都

ども基本条例、令和5年に子ども基本法が施行され、子どもの権利保障や子どもの意見表明・反映、子ども施策の評価・検証の仕組みなど、時代に適した内容への見直しが必要となったため、令和7年4月の改正条例施行に向けた議論を進めています。

「権利」という文言を追加した条例名称への変更や、子どもたちが保障されるべき具体的な権利を条例に規定することなどについて検討を行っています。

権利ばかり主張するよこになるぞ？



ところが区議会では、自民党などの会派が「権利を言うなら、義務や責任も書くべき」「子どもが権利ばかりを主張するようになっていいのか」「社会は厳しいんだから甘やかさず、挫折も必要」などと、子どもの権利の保障の意味をどう考えているのか、首

をかしげるような場面がありました。

ユニセフの子ども権利条約についてのQ&Aでは「権利は義務や責任を伴うもの？」の答えは、子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているもの。権利はいかなる条件も伴いません。また「子どもの権利を知ると、自分の権利ばかりを主張するようになる？」の答えは、子どもの権利を知ることとは、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ること。そのような学びを通し、そして権利が守られた環境で学ぶことにより、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながっていきます。とあります。

子どもが言いたいことが言える、やりたいことができる、こういう経験をしたいまま大人になると、ろくな大人になれないのではないだろうか。「声を出しても世の中は変わらない」「選挙に行っても仕方がない」という、時の権力者にとって、都合のいい大人になってしまわないでしょうか。「文化として子どもの権利が保障されるまち世田谷」には希望があると
思いませんか。



再審法改正を求める意見書を国会・政府に 提出することを求める陳情

趣旨採択

自公が反対でも
趣旨採択

「再審法改正を求める意見書を、国会・政府に提出することを求める陳情」が、10月に行われた区議会本会議で、賛成多数で趣旨採択されました。

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げていた人生のすべてを、甚だしい場合は死刑によって命までも奪われる冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態にあります。

袴田さんの無罪確定まで 58年もの歳月が

ちようど区議会本会議前に、事件発生から58年を経て、世界で最も長く拘留された死刑囚、袴田巖さんの無罪が確定しました。長年拘禁されていた影響と、1980年に死刑判決が確定し、いつ死刑が執行される

かという恐怖の中で、精神状態も悪化するなど、袴田さんの自由と人生を奪った

(事件当時30歳だった袴田さんは88歳)冤罪事件そのものの問題はもちろんですが、再審(裁判のやり直し)制度の問題点も見逃せません。



日本国民救援会リーフレットより
袴田巖さんと姉の秀子さん

2014年3月、静岡地裁が再審開始を決定し、あわせて、刑の執行停止、拘留の取り消しを決定、袴田さんは姉の家で一緒に暮らすことができるようになりました。しかし、検察は静岡地裁の決定に不服を申し立て、18年6月、東京高裁は再審開始決定を取り消し、再審を認めない不当決定を出しました。その後、最高裁は審理を東京高裁に差し戻し、再審開始が確定したのは23年3月。再審無罪を勝ち取るまで、10年もかかったのです。

世田谷区議会での陳情内容は、再審請求手続における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む、再審法の速やかな改正を求めたものです。

まず6月に関係する委員会(企画総務委員会)で審議されました。共産党は「採択」、4会派が「趣旨採択」、自・公と無所属が「継続」を表明しました。

委員長が「採択、趣旨採択、継続審査と意見が分かれておりますので、本日のところは継続審査とすることではいかがでしょうか。」とはかり、ここで意義がなければ「継続審査」となってしまいます。そこで「意義あり」を申し出て採決となり、「趣旨採択」が委員会決定しました。

10月の本会議では、委員会に所属していないすべての会派も趣旨採択に賛成し、区議会として国に意見書を出すことが決定したのです。

自・公の議席が過半数に満たない区議会と同じように、今度は自・公過半数割れとなった国会でも様々な政策が実現できる可能性が出てきました。

